

府省別女性国家公務員登用状況
(本省課室長相当職以上(行政職俸給表(一)及び指定職俸給表に限る。))

(平成26年9月現在)

	総数 (人)	うち女性 (人)	割合 (%)
特定個人情報保護委員会	5	1	20.0
消費者庁	31	6	19.4
人事院	97	12	12.4
文部科学省	374	37	9.9
法務省	434	33	7.6
	(1,061)	(63)	(5.9)
厚生労働省	840	60	7.1
復興庁	29	2	6.9
内閣府	291	18	6.2
政府目標： (H27年度末)5%程度			
外務省	704	34	4.8
内閣官房	184	8	4.3
環境省	236	10	4.2
公正取引委員会	73	3	4.1
政府全体の割合： 3.3%			
経済産業省	648	21	3.2
財務省	925	21	2.3
	(2,965)	(74)	(2.5)
金融庁	145	3	2.1
宮内庁	51	1	2.0
農林水産省	920	17	1.8
総務省	586	7	1.2
防衛省	521	6	1.2
国土交通省	2,259	25	1.1
	(2,883)	(26)	(0.9)
会計検査院	194	1	0.5
内閣法制局	29	0	0.0
国家公安委員会(警察庁)	263	0	0.0
	(411)	(3)	(0.7)
合 計	9,839	326	3.3

(注) 1. 内閣官房内閣人事局・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」(平成26年12月)に基づき内閣府において作成。

2. 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象。

ただし、国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成11年法律第224号)に基づく交流派遣職員を除く。

3. 昨年度の登用状況の調査時点は、原則として平成25年10月1日時点の状況。

4. 「本省課室長相当職以上」とは一般職給与法の行政職俸給表(一)7級相当職以上の職員をいう。

5. 国家公安委員会(警察庁)の()内は、一般職給与法の公安職俸給表(一)が適用される職員(地方警務官を除く。)を含んだ数値である。

6. 法務省の()内は、一般職給与法の公安職俸給表(一)及び公安職俸給表(二)が適用される職員を含んだ数値である。

7. 財務省の()内は、一般職給与法の税務職俸給表が適用される職員(国税庁に在職)を含んだ数値である。

8. 国土交通省の()内は、一般職給与法の公安職俸給表(二)が適用される職員(海上保安庁に在職)を含んだ数値である。

9. 内閣人事局が各府省等から聴取した結果に基づき作成。